

5保医健薬第1136号  
令和5年9月28日

一般社団法人東京都病院薬剤師会  
会長 後藤 一美 様

東京都保健医療局健康安全部長  
藤井 麻里子  
( 公 印 省 略 )

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼（通知）

日頃から、東京都の保健医療行政に御協力いただきありがとうございます。  
今般、標記の件について、令和5年9月15日付で、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から、別添のとおり事務連絡がありました。  
つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。  
なお、都内各病院管理者に対し、別途通知済みであることを申し添えます。

<問合せ先>  
東京都保健医療局健康安全部  
薬務課監視計画担当  
電話番号：03-5320-4519

事務連絡  
令和5年9月15日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、抗菌薬を必要とする感染症の減少により、市場の抗菌薬供給量が縮小する中で、今般、新型コロナウイルス感染症の影響下において流行が発生していなかった感染症の拡大に伴い経口抗菌薬の需要が増加しており、製造販売業者からの限定出荷が生じています。

当該企業においては増産の対応を行っているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

経口抗菌薬が真に必要な患者に、円滑に供給できる状況を維持することが重要である一方で、医薬品の配分は過去の流通・販売実績に応じて行われることが多いため、経口抗菌薬の適正使用を遵守してきた医療機関ほど大きな影響を受けることが懸念されます。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、周知をお願いしたく存じます。

記

1. 経口抗菌薬について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 経口抗菌薬については、細菌感染症等が疑われる患者へ限定した適正使用について、引き続き努めていただきたいこと。

3. 薬局におかれでは、処方された経口抗菌薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。